

川越市告示第566号

計量法(平成4年法律第51号)第19条の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和8年8月24日

川越市長 森 田 初 恵

1 検査対象となる特定計量器

質量計(ひょう量が500キログラム以下の電気式のはかり及び機械式はかり)

2 検査を行う区域

大字石田本郷、大字伊佐沼、大字鴨田、大字上老袋、大字北田島、大字鹿飼、大字菅間、大字中老袋、大字谷中、芳野台1～3丁目、大字大中居、大字小中居、大字下老袋、大字高島、大字東本宿、大字古谷上、大字古谷本郷、大字八ツ島、大字今泉、大字牛子、大字萱沼、大字木野目、大字久下戸、大字渋井、大字並木、大字古市場、大字南田島、並木新町、並木西町、泉町、藤木町、大字扇河岸、大字上新河岸、大字下新河岸、大字砂、大字砂新田、砂新田1～6丁目、大字寺尾、大字藤間、稲荷町、熊野町、清水町、諏訪町、藤原町、大字今福、大字上松原、大字下赤坂、大字下松原、大字砂久保、大字中福、中福東、中台1～3丁目(ただし、西暦の奇数年度に検査を行う区域を除く)、中台元町1丁目～2丁目(ただし、西暦の奇数年度に検査を行う区域を除く)、中台南1丁目～3丁目、大字池辺、大字大袋、大字大袋新田、大字大塚新田、豊田本1～5丁目、大字豊田新田、大字藤倉、大字増形、藤倉1～2丁目、大字南大塚、南大塚1～6丁目、むさし野、大字山城、大字青柳、寿町1～2丁目、南台1～3丁目、四都野台、日東町、豊田町1～3丁目、大塚新町、かし野台1～2丁目、大塚1～2丁目、むさし野南、大字安比奈新田、大字笠幡、大字的場、的場1～2丁目、霞ヶ関東1～5丁目、的場北1～2丁目、霞ヶ関北1～6丁目、的場新町、川鶴1～3丁目、かわつる三芳野、伊勢原町1～5丁目、かすみ野1～3丁目、大字天沼新田、大字上戸、大字鯨井、大字鯨井新田、大字小堤、大字下広谷、大字下小坂、大字竹野、大字平塚、大字平塚新田、大字吉田、大字栄、大字富士見、大字上広谷、上戸新町、吉田新町1～3丁目、広谷新町、大字石田、大字上寺山、大字寺山、大字福田、大字府川、大字山田

3 検査を行う期日

令和8年9月28日から令和9年3月31日まで(川越市の休日を定める条例(平成元年条例第39号)第1条第1項を除く。)

4 検査を行う場所

特定計量器の所在場所